

# 学校生活規則（一部抜粋）

東福岡高等学校  
東福岡自彊館中学校

## 1. 目的

本規則は、東福岡高等学校および東福岡自彊館中学校の生徒が安心安全な環境で学校生活を送るとともに、生徒自らが置かれた状況の中で適切な発言や行動がとれるようになることを目的として定めている。

## 2. 規則

### ① 服装について

身だしなみはマナーであるという前提に立ち、相手に不快感を与えないよう、端正で清潔な服装を心がける。

- ・ 通学シューズについては、本校の制服に合うよう、次の範囲内のものを使用すること  
ローファーの場合、黒・茶（ヒールの高さは3 cm 以下）  
スニーカーの場合、黒・白・グレー・茶を基調としたもの（靴底3 cm 以下）
- ・ 靴下については、本校の制服に合うよう、「黒・紺・グレー・白」の無地で、「くるぶしから膝下までの長さ」のものを着用すること
- ・ 学校指定のカッターシャツ、ベスト、セーターを着用すること
- ・ コート／アウター（冬用防寒着）については、ブレザーを着用した上で羽織ること
- ・ スカートの長さについては、膝丈を基準とすること
- ・ タイツについては、黒の60 デニール以上のものを着用すること

### ② 頭髪について

身だしなみはマナーであるという前提に立ち、相手に不快感を与えないよう、清潔で品位ある髪型を心がける。なお、化粧については原則認めない。

- ・ 髪長さや髪型については、勉学や部活動など学校生活の支障にならないようにすること（支障になる場合は、ヘアピンやヘアゴムでまとめること）
- ・ 他者から見て、常に表情や顔色が見えること
- ・ 染色・脱色・パーマ・ヘアエクステ・過度の整髪料の使用をしないこと
- ・ 他者から見て、奇抜と判断されるような髪型にはしないこと  
（例）マンバンヘア・ドレッドヘア・ラインを入れる等

- ③ 学用品について
  - ・ 通学カバンについては、教科書・教材が入るバッグを使用すること
  
- ④ 携帯電話について
  - ・ 校内では使用しないこと（使用の必要性がある場合は、教職員に申し出て、許可を得ること）
  
- ⑤ アルバイトについて
  - ・ 原則認めない（諸事情によりやむを得ない場合は、学校長の許可を得ること）
  
- ⑥ 普通自動車免許・自動二輪免許・原動機付自転車免許取得について
  - ・ 事故等を考慮し、本校在学中は認めない

本規則は 2025 年 4 月 1 日以降の入学生を対象に適用する。